

相手国政府・相手組織(注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額の供与期限(注2)	署名日(効力発生日)(注3)	署 名 者	告示日(注4)
コートジボワール	森林保全計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の交換公文	森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,500,000千円 H23. 3.31まで	H22. 4.19 アビジャンで (同日)	日本側 岡村善文在コートジボワール大使 コートジボワール側 ジヤン＝マリー・カク・ジエルベ外務・アフリカ統合大臣	H22. 5.7 241号
コートジボワール	気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の交換公文	気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するためには必要な生産物及び役務の購入	380,000千円 H23. 3.31まで	H22. 8.3 アビジャンで (同日)	日本側 岡村善文在コートジボワール大使 コートジボワール側 ジヤン＝マリー・カク・ジエルベ外務・アフリカ統合大臣	H22. 8.17 379号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。記している。

(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、――――と記している。

(注3)日付については、平成〇年△月□日をH○.△.□と記している。

(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。